

甲第 16 号証

2021年3月10日

## 【「総合選手権会計の不正経理について」に関するコメント】

KVI 税理士法人  
税理士・公認会計士 岡森 久倫

表題の件、当方が確認出来ている事実、及び、当該事実を基礎とした当方の見解につきまして、以下の通りコメントさせていただきます。

なお、当方は、「公財）日本拳法会」の税務・会計顧問をさせていただいていますが、「総合選手権」の会計については関与しておらず、内容を承知していませんので、本文書はあくまで「公財）日本拳法会」の会計を通じてのコメントとなりますことをご了承ください。

## 1) 「公益法人法上の問題」について

当方が顧問をさせていただいている「公財）日本拳法会」と「総合選手権」とは、組織の目的・活動内容が異なる別個の組織であるとの認識です。

また、公益認定を受けている公財）日本拳法会は、他の法人・組織・団体とは、別個の組織でなければならないとも認識しています。

## 2) 「税法上の問題」について

冒頭で述べましたとおり、総合選手権大会については、会計処理の内容・決算の内容を存じ上げていませんので、以下では、「法人税の納税義務の有無」に関する一般論についてコメントさせていただきます。

まず、人格のない社団等については、「収益事業」を行っていれば、法人税を納める義務があります。（法人税法第4条）

※本文書では、「総合選手権会計の不正経理について」に記載されています通り、総合選手権は「人格のない社団に該当する」ことを前提としています。

ここで、「収益事業」については、法人税法施行令第5条でその内容が定められています。逆に言えば、第5条に掲げられていないものに該当しない事業は、収益事業には該当しません。

スポーツ大会運営事業については、その参加費や副次的収入は非収益事業であると解説している冊子があります。

なお、大会の運営に関する寄付金・援助金などは、基本的には、収益事業には該当しません。

「剰余金」については、収益事業によらないものであれば、それがあつて自体は、法人税法上は、問題ないこととなります。ここは、かつての NPO 法人日本拳法会や公財)日本拳法会の貸借対照表上の剰余金と同じ考え方となります。

### 3) 会計及び道義上の問題

公財)日本拳法会に関しましては、その決算は、毎年、内閣府に報告されていますが、総合選手権の会計に関しましては、実情など詳細を存じ上げていませんので、コメントをすることが出来ません。

なお、「2016 年の日本拳法会の不正経理」については、次項でコメントさせていただきます。

### 4) 不法行為の可能性

「2016 年(=2016 年 3 月期)の日本拳法会の不正経理」について、公財)日本拳法会の会計面から、事実及び事実に基づく当方のコメント等を、以下に述べさせていただきます。

なお、2016 年 3 月期決算までは廣内昌隆税理士が顧問に就任されており、当方の顧問就任は 2016 年 6 月であることを付記しておきます。

#### ア) 公財)日本拳法会の 2016 年の純資産の状況 ⇒ 解散回避のための寄付

2015 年(H27 年)3 月末における公財)日本拳法会の貸借対照表において、「一般正味財産(=純資産額)」の期末残高は、2,982,645 円でした。

2016 年(H28 年)3 月末の貸借対照表上の一般正味財産の期末残高は、当初、当方が廣内先生から情報をいただいた段階では 2,145,751 円となっていました。

財団法人は、一般正味財産の期末残高が、2 期連続で 300 万円を割ってしまうと、法令により強制的に解散させられてしまいます。

そこで、公財)日本拳法会の解散を回避するため、**茂野会長個人から公財)日本拳法会に対し、現金 100 万の拠出がなされました。**この 100 万円は、公財)日本拳法会の帳簿上、受取寄付金として処理されています。

#### イ) 公財)日本拳法会の 2016 年 3 月末における現金差異

公財)日本拳法会においては、2016 年(H28 年)3 月末における現金残高について、帳簿上の残高と実際の残高に 1,095,808 円の不足がありました。

この現金残高差異については、当方にて内容の解明作業を行いました。存在する証拠等からは原因を解明することは出来ませんでした。

ただ、1,095,808 円の差異のうち、100 万円については、差異の発生原因につき、以下の可能性があることを茂野会長、横谷元局長にお伝えしています。

－ 記：現金差異発生原因と考えられるものについて －

2015 年(27 年)9 月 16 日に、日本拳法サポートセンター株式会社(以下、サポートセンター)が設立されています。同社の資本金は 100 万円です。

日本拳法会の現金勘定には、サポートセンターの設立と同時期に以下の入金取引が記載されていますが、これらの入金取引のうち 100 万円は、実際にはサポートセンターの資本金に充当されているのではないのでしょうか。

- ・ 日本拳法会の東京三菱 UFJ 銀行口座から 2015 年 9 月 16 日に引き出され、「現金」として受け入れられた 500,000 円
- ・ 「NPO 法人日本拳法会」の東京三菱 UFJ 銀行口座より 2015 年 9 月 16 日にカードで引き出された 500,000 円
- ・ 同じく「NPO 法人日本拳法会」の東京三菱 UFJ 銀行口座より 2015 年 9 月 17 日にカードで引き出された 500,000 円

上記の仮定が正しければ、公財)日本拳法会においては、現金勘定に 100 万の出金取引を記帳し、サポートセンターの株主への貸付金等として処理することが正しい処理であることとなります。(当該貸付金は、株主から回収していただくのが本来のあり方となります。)

(注)公益法人である日本拳法会が、サポートセンターの株主になることは出来ませんので、100 万円の処理を「子会社株式」などとする事は出来ないことを付記しておきます。

以上のように、100 万の現金差異につきましては、篠崎部長や会長などが個人で負担すべき現金差異ではない可能性がありますので、ぜひご確認ください。

なお、この可能性の検証につきましては、サポートセンター設立当時の資本金拠出に関する資料(資本金が振り込まれた預金口座・振り込み先の情報など)があれば、おそらく解明可能と思われます。

以上